

ブロック塀等の除却等に助成します！

呉市ブロック塀等安全確保事業(令和8年度)のご案内

呉市では、ブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難経路の確保のため、安全性が確認できないブロック塀等の除却又は建替費用の一部を助成する、呉市ブロック塀等安全確保事業を実施し、当該撤去等を推進しています。

対象となるブロック塀等

次の条件をすべて満たしたブロック塀等

- ◆ 通学路※1または緊急輸送道路に面するもの(※1通学路のうち、各学校の指定する主要な路線)
- ◆ 道路からの高さが1.0m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の高さが0.6m以上のものに限る)
- ◆ 点検チェックリスト(裏面記載)等の耐震診断で、安全性が確認できないもの
- ◆ 建築基準法の規定に違反していないもの
- ◆ 民間が所有しているもの(法人その他団体が所有するものを除く)

※まずは対象となるか事前にご相談ください。



補助金額

- ◆ ブロック塀等の除却等に要する事業費※の2/3

(上限額: 15万円)

※1.2のうち金額が低い方

1 工事施工業者の見積金額

2-1 対象となるブロック塀等の

長さ(m) × 9000円(除却工事)

2-2 対象となるブロック塀等の

長さ(m) × 36000円(建替工事)

【算定例】

(例1) 30mのブロック塀等の除却で見積額が30万円の場合

1) 30万円 × 2/3 = 20万円

2-1) 30m × 9000円 × 2/3 = 18万円 → 上限額の15万円が補助金額

(例2) 20mのブロック塀等の建替で見積額が45万円の場合

1) 45万円 × 2/3 = 30万円

2-2) 20m × 36000円 × 2/3 = 48万円 → 上限額の15万円が補助金額

補助対象者

次の要件に該当する方

- ◆ ブロック塀等の所有(管理)者
- ◆ 市税の滞納がない方
- ◆ 暴力団員等でない方



申請期限・完了期限

- ◆ 補助金交付申請期限

令和8年9月30日(水) まで

予算額に達した場合は、申請期限前に受付終了

- ◆ 事業完了期限

令和9年2月末まで

呉市都市部建築指導課 指導グループ

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6 本庁舎5階

TEL 0823-25-3513 FAX 0823-24-6831 MAIL kensidou@city.kure.lg.jp



事前相談の流れ

事前相談

現場調査等

1週間程度

結果通知(電話)

補助対象となった場合の
その後の流れ

補助金交付申請

書類審査

3週間程度

補助金交付決定通知

工事契約

着手届提出

工事着手

完了実績報告書提出

現場検査・書類審査

1週間程度

補助金交付額確定通知

補助金交付請求

10日程度

補助金交付

事前相談必要書類

- 位置図(付近見取図)
- ブロック塀等の高さや厚さが分かる写真や図面
- 点検チェックリスト等(各自で点検されたもの)

補助金交付申請必要書類

◆共通

- 補助金交付申請書
- 補助金交付申請額の算定内訳表
- 既存ブロック塀等点検チェックリスト等
- 公図の写し〔法務局〕
- 土地又は建物の登記事項証明書(原本)〔法務局〕
- 付近見取図及び配置図
- 立面図, 断面図
- 現況写真(全景, 形状, 点検で不適合となった内容が分かる写真)
- 見積書の写し
- 消費税仕入税額控除確認書
- 軽量フェンス等の配置図, 立面図, 断面図, 基礎伏図その他形状を示すのに必要な図書(新設工事の場合)

◆その他

- 戸籍謄本等(申請者が相続人の場合)
- 共有者の同意書(複数の所有者がある場合)
- 委任状(第三者に委任する場合)

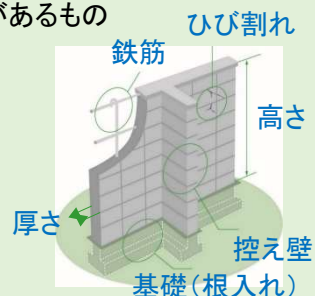
※補助金交付申請できるのは、補助対象と通知された申請者に限り
ます。

【点検チェックリスト】

補強コンクリートブロック塀の場合は、下記の事項を確認のうえ、ご
相談ください。

- 塀の高さが地盤から2.2m以下
- 塀の厚さが10cm以上(2m以上の塀は、厚さ15cm以上)
- 塀の高さが1.2mを超えるが、控え壁があるもの
- コンクリートの基礎がある
- 傾きやひび割れがない
- 塀に鉄筋が入っている

※組積造については、ご相談ください。



注意事項

※補助金交付決定前に工事に着手された場合には、この補助金を交付
することができません。